

付 議 第 1 号

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和6年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

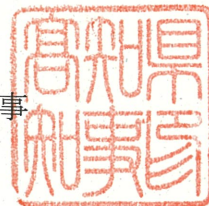
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 212 号
令和 6 年 8 月 27 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 6 年 9 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 6 年 9 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案
- 2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 4 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例を次のように定める。

令和6年 月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県立学校における学校給食及び寄宿舎食の実施並びに学校給食費、寄宿舎食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。第3号において「特別支援学校給食法」という。）第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 寄宿舎食 県立の特別支援学校の寄宿舎において提供する食事をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第2項の規定により同項に規定する保護者等が負担することとなる経費をいう。
- (4) 寄宿舎食費 寄宿舎食に要する経費のうち、保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第4条第1項において同じ。）が負担することとなる経費をいう。
- (5) 教職員学校給食費等 幼児、児童及び生徒以外の者であって、学校給食又は寄宿舎食と同様の食事の提供を受ける教職員その他のもの（第4条第1項において「教職員等」という。）が負担する経費をいう。
- (6) 学校給食費等 学校給食費、寄宿舎食費及び教職員学校給食費等をいう。

(学校給食等の実施)

第3条 県は、県立学校のうち教育委員会規則で定める学校において、学校給食を実施するものとする。

2 県は、県立の特別支援学校の寄宿舎において、寄宿舎食を実施するものとする。

(学校給食費等の徴収等)

第4条 知事は、前条第1項の規定により実施される学校給食又は同条第2項の規定により実施される寄宿舎食の提供を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等及び教職員等（第3項において「学校給食費等負担者」という。）から学校給食費等を徴収するものとする。

2 学校給食費等の額は、教育委員会規則で定める。

3 学校給食費等負担者は、学校給食費等を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費等の減免)

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案説明

この条例は、学校給食費等の公会計化を実施することに伴い、県立学校の一部における学校給食の実施及び県立の特別支援学校の寄宿舎における寄宿舎食の実施について定めるとともに、学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、学校給食費等の公会計化を実施することに伴い、県立学校の一部における学校給食の実施及び県立の特別支援学校の寄宿舎における寄宿舎食の実施について定めるとともに、学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 主要内容

- (1) この条例において使用される用語の定義をすること。（第2条）
- (2) 県は、県立学校のうち教育委員会規則で定める学校において学校給食を、県立の特別支援学校の寄宿舎において寄宿舎食を実施するものとする。（第3条）
- (3) 学校給食費等の徴収及び減免について定めること。（第4条及び第5条）
- (4) この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、2の(4)は、公布の日から施行する。

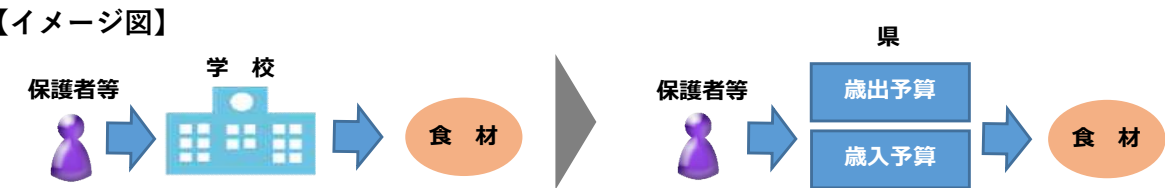
概要

学校給食費等の公会計化を実施することに伴い、県立学校の一部における学校給食の実施及び県立の特別支援学校の寄宿舎における寄宿舎食の実施について定めるとともに、学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めようとするもの

学校給食費等の公会計化について

(現行)
・各学校の校長が徴収・管理する費用となっており、保護者等から徴収した給食費等は県の一般会計を通さず食材業者への支払に充てている。

(公会計化後)
・県の歳入予算・歳出予算(一般会計)に計上し、「**公会計**」として徴収・管理を行う。
・保護者等から徴収した給食費等は県の歳入となり、食材費は県の歳出予算からの支出となる。



背景

- ✓ 平成31年1月25日中央教育審議会において、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと答申
(「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」)
- ✓ 文部科学省は、令和元年7月「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、全国の地方公共団体に対し公会計化を推進するよう通知
(令和元年7月31日付け元文科初第561号通知「学校給食に関する公会計等の推進について」)

【公会計化により見込まれる効果】

- ① 教職員の業務負担の軽減

② 保護者の利便性の向上

③ 徴収・管理業務の効率化

④ 透明性の向上、不正の防止

⑤ 公平性の確保

⑥ 給食の安定的な実施・充実

条例等に規定する内容

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

第1条・第2条 趣旨、定義

第3条 学校給食等の実施

第4条・第5条 徴収・減免

第6条 委任

高知県学校給食費等の管理に関する条例施行規則(仮)

- 条例で委任された学校給食に関する事務に関し必要な事項
(実施の対象校、納付額・納付期限)
- 保護者等に変更のあった場合の手続き

対象校(条例施行期日時点)

給食等の提供

県立中学校	2校 高知国際中 県立中村中	市給食センターから 配送 (※1)
県立特別支援学校(※2)	12校	委託
県立特別支援学校寄宿舎	7施設	委託

- ※1 所在地の市と協定を締結し給食の提供を受けている。
- ※2 上記以外の県立の特別支援学校では併設の病院又は施設から病院食等が提供されている。

施行期日：令和7年4月1日

※必要な手続きは公布日から施行